

令和2年(2020年)3月13日

新型コロナウイルスに係る第11回豊中市危機管理対策本部会議

日時:3月13日(金)16時30分

場所:秘書課第二応接室

次 第

1. 現状について

2. 各部の取り組み状況等について

3. 今後の対策について

新型コロナウイルスに係る第11回豊中市危機管理対策本部会議

現状について 資料

令和2年(2020年)3月13日
健康医療部長 兼 保健所長

1. 新型コロナウイルス感染症発生の状況

- 1) 国内：感染者数 675名、死亡者数 19名 (3月13日7時現在)
- 2) 大阪府：感染者数 64名 (3月12日12時現在)
- 3) 大阪府発表：感染者数 89名、死亡者数 0名 (3月12日20時50分現在)

2. 豊中市における発生の状況

	年代	性別	症状	基礎疾患
豊中1(=大阪41)	60代	男性	重症	○
豊中2(=大阪46)	20代	女性		
豊中3(=大阪54)	60代	女性		
豊中4(=大阪66)	70代	男性	重症	○
豊中5(=大阪76)	20代	女性		
豊中6(=大阪77)	20代	女性		
豊中7(=大阪75)	20代	女性		

令和2年(2020年)3月13日

都市経営部

豊中市帰国者・接触者相談センター（本庁）受電状況

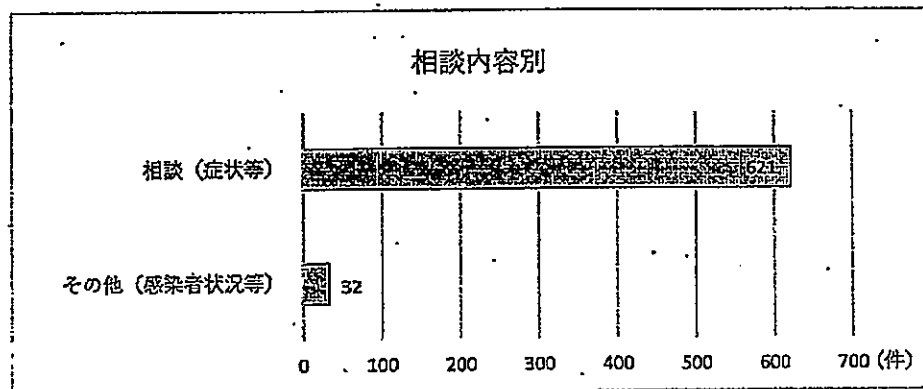
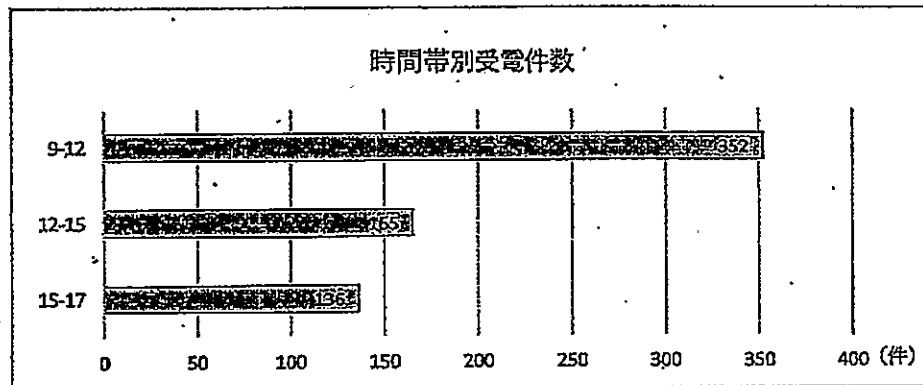
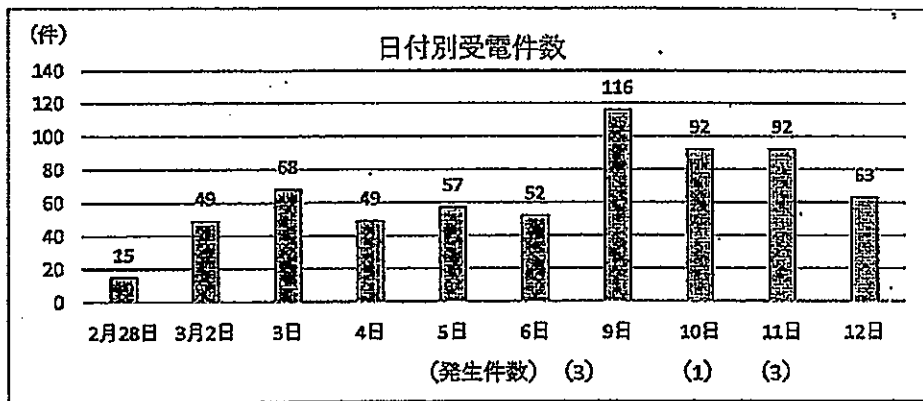
期間：令和2年2月28日（金）～3月12日（木）

回線数：2～5回線

受電数：653件

従事職員：都市経営部、市民協働部

問い合わせ：都市経営部広報戦略課 前田（内3654）



1. 新型コロナウイルス対策感染症に関する緊急対応策(第2弾)への対応

(1) ファミリーサポート・センター事業 利用料補助

- 小学校の臨時休業等により、子どもの預かりが必要な場合のファミリーサポート事業について、1時間あたり800円を1日あたり8時間上限で補助するもの
- 国庫補助率 10/10【令和2年3月補正予算対応予定】

(2) 児童福祉施設等における感染拡大防止対策にかかる支援

【就学前教育・保育施設】

- 自治体が児童福祉施設等へ配布する子ども用マスクなどを一括購入して配布する経費および施設が購入する衛生用品等の費用について、補助するもの
- 1施設あたり50万円上限。1月16日以降3月末までの購入分対象
- 対象施設：保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
- 対象となる備品等は、マスク、消毒液、体温計、空気清浄機等
- 国庫補助率 10/10【令和2年3月補正予算対応予定】

【障害児通所施設】

- ① 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業
 - 自治体または施設がマスクや消毒液などの衛生用品を購入する際の費用補助。
 - 感染が発生した施設の消毒に要する経費への補助。
* 1自治体あたり10,000千円上限(障害福祉課と合算)
- ② 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業
 - 特別支援学校等の臨時休業に伴って放課後等デイサービスを利用した場合に、利用料および基本報酬(給付)を補助するもの
 - 国庫補助率 10/10【令和2年3月補正予算対応予定】

2. その他

(1) 緊急預かり保育事業(3/13現在)

臨時休園中の在園児を公立こども園で緊急的に預かり保育するもの

【原田こども園】

登録人数：16人
利用人数：1日あたり5人～8人

【東豊中こども園】

登録人数：3人
利用人数：1日あたり1人～2人

(2) 寄付等

- 健康雑貨チェリル(3/16受領予定。広報同行)
次亜塩素酸水(消毒用)20缶(こども未来部10、福祉部5、総務部5)
- 匿名(受領済み)
子ども用マスク200枚(高川こども園100、豊南小学校100)

新型コロナウイルス感染症にかかる

初期対応の流れについて

<障害・介護サービス利用者の場合>

- 詳細については、令和2年3月6日付・国通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」を参考に実施する。
- 障害福祉サービスについては、該当箇所を適宜読み替える。

1. PCR検査の結果が保健所に届き、「陽性」と判明、患者が発生したとき。

- ①保健所が感染症に対応できる医療機関へ入院させる。（「陽性」の結果は、市対策本部でも共有する）
- ②保健所が、患者の聞き取り調査（家族や行動歴、利用サービスなど）を行い、濃厚接触者の決定や消毒についての指導を行う。
当該事業所は濃厚接触者の特定のため利用者や職員の名簿などを保健所に提出する。また、保健所の指導に従い、消毒を行う。



2. 「陽性」判定者にかかる事業所の休業について判断する。

休業にかかる判断は、公衆衛生上の観点から当該事業所と保健所及び障害福祉課・長寿社会政策課が検討して決める。

（厚生労働省通知～介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について～を参考にする）



3. 濃厚接触者（利用者）にかかるサービス提供について調整する。

- ・濃厚接触者に関しては、保健所が一定期間（14日間程度）毎日健康観察を行い、症状の有無を把握する。
- ・発熱や呼吸症状が出現した場合は、PCR検査を行い、「陽性」であれば入院となる。
- ・症状のない場合、陰性となっても健康観察期間中は、なるべく外出せず人との接触を最小限に保てる範囲で生活する。
- ・サービス提供時に症状（風邪や発熱など）を把握した場合、当該事業所は保健所に速やかに報告・連絡する。

サービスの種別ごとの対応

令和2年3月6日付国通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点」を参考に、下記のとおり対応。

①訪問介護事業所等

・担当居宅介護支援事業所は、保健所と相談した上で、サービス提供の必要性を再検討し、提供にあたっては感染予防策を徹底する。

②通所・短期入所等

・保健所の指示に従って自宅待機が原則。利用者の場合は、担当居宅介護支援事業所は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する

③入所施設・居住系サービス

・利用者の場合は、原則個室へ移動、可能な限り担当職員を分ける対応をとる。

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）において
新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の当該社会福祉施設等における対応について

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、協力医療機関に相談し、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

① 情報共有・報告等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の家族等に報告を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液^{※1}で清

¹ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考にすること

拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・ 当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・ 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・ 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・ 職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ 当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
- ・ 施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。

(個別のケア等の実施に当たっての留意点)

濃厚接触が疑われる利用者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

(i) 食事の介助等

- ・ 食事介助は、原則として個室で行うものとする。
- ・ 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触が疑われる利用者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。
- ・ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

(ii) 排泄の介助等

- ・ 使用するトイレの空間は分ける。
 - ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。
 - ・ おむつは感染性廃棄物として処理を行う。
- ※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。)

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80℃10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。

(iv) リネン・衣類の洗濯等

- ・ 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80℃10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・ 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う。

⑥ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、

疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

社会福祉施設等（通所・短期入所等）において
新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について

1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について

新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。）の利用者等（当該施設等の利用者及び職員をいう。）であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。

2. 通所施設等における対応

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施
- ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

① 情報共有・報告等の実施

当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。

さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液²で清拭後、湿式清掃し、乾燥させ

² 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考にすること

る。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。

なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

3. 訪問介護事業所等における対応

① 訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合

訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該事業所は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。

② 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、地域の保健所とよく相談した上で、訪問介護の必要性を再度検討すること。

③ 訪問介護事業所等がサービス提供を行う場合

②の結果、訪問介護の必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。

- ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・ サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(サービス提供にあたっての留意点)

- ・ 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・ 濃厚接触が疑われる者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。

- ・ 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。
ただし、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・ 訪問時には、換気を徹底する。
- ・ 濃厚接触が疑われる者のケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ 体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ サービス提供開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

(個別のケア等の実施に当たっての留意点)

(i) 食事の介助等

- ・ 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行う。
- ・ 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

(ii) 排泄の介助等

- ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

(iv) 環境整備

- ・ 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液³で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有

³ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考にすること

害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。

(参考)

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)
88 ページ抜粋

対象物による消毒方法

対象物	消毒方法
手指	<ul style="list-style-type: none"> エタノール含有消毒薬：ラビング法（30秒間の擦式） ワイピング法（拭き取り法） スクラブ剤による洗浄（消毒薬による30秒間の洗浄と流水）
嘔吐物、排泄物	<ul style="list-style-type: none"> 嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は、手袋をして0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。
差し込み便器 (ベッドパン)	<ul style="list-style-type: none"> 熱水消毒器（ベッドパンウォッシャー）で処理（90℃1分間）。 洗浄後、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理（5分間）。
リネン・衣類	<ul style="list-style-type: none"> 熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させる。 次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）浸漬後、洗濯、乾燥させる。
食器	<ul style="list-style-type: none"> 自動食器洗浄器（80℃10分間） 洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。
まな板、ふきん	<ul style="list-style-type: none"> 洗剤で十分洗い、熱水消毒する。 次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）に浸漬後、洗浄する。
ドアノブ、硬座	<ul style="list-style-type: none"> 消毒用エタノールで清拭する。
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> 手袋を着用し、洗剤で洗い、温水（熱水）で流し、乾燥させる。
カーテン	<ul style="list-style-type: none"> 一般に感染の危険性は低い。洗濯する。 体液等が付着したときは、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)への対応(福祉部)

○感染拡大防止策

介護施設、障害施設等における消毒液購入や施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用の補助

*令和元年度障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス対策に係る特別事業分)国庫補助の活用

① 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

手指消毒用アルコールを中心とした衛生用品等の緊急調達(一括購入し施設等へ配布,又は、施設等が購入する経費の補助)

基準額:1自治体あたり10,000千円 補助率10/10

② 就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業

就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、B型事業所における障害者(利用者)の在宅就労を推進するためのテレワークのシステム導入経費の支援

基準額:1自治体あたり5,000千円

1事業所あたり上限2,500千円

在宅就労1人あたりにかかる単価は上限250千円

①②ともに上限額一杯で申請(補正)予定(①はこども未来部と合算)

○需給両面からの総合的なマスク対策

再利用可能な布製マスクを国が一括して2000万枚購入。自治体の協力のもと、施設等に最低一人一枚を配布

○個人向け緊急小口資金等の特例

生活福祉資金貸付に特例

(緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等)

○生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

市民協働部など関係部局と密に連携し対応

人権政策課の感染症予防対策

フェーズ1 市内に感染者がいないとき

- ・課主催イベント等の原則中止。(国、府、市本部会議での状況をふまえる)
- ・状況を把握し、外国人市民に情報提供ならびに支援を開始する。
- ・児童・生徒対象事業は、感染予防の最大効果を考え、フェーズに関わらず市教育委員会小中学校、放課後子どもクラブ等における取扱いに連動した対応を取る。ただし、当課施設で発生した場合は別とする。検討には厚生労働省ならびに文部科学省の通知等を参考とする。
- ・当課の老人憩いの家の取扱いは、長寿安心課と相談のうえ、対応を決定する。

フェーズ2 市内に感染者が確認された場合

- ・市民の問合せなどは、来館を求めず、電話等を優先して行う。児童・生徒対象事業は、フェーズ1に基づき原則休止とする。
- ・小・中規模の講座等を停止。自主グループ活動の自粛を要請。複数の市内感染者が確認された場合、貸室停止など「使用制限・取消」など対応を取る。
- ・相談事業は、感染予防のため電話等による相談を推奨する。直接来館した場合、プライバシーに配慮しつつ距離など安全を確保する。
- ・人権への配慮(啓発内容)を促す情報を発信する。

フェーズ3 当課施設等において感染者が確認された場合

- ・各施設で感染者による使用や来館、職員の罹患等が確認された場合、当該施設を臨時休館とし、保健所等の指示により消毒等を行う。施設の安全が確認された場合、他施設からの応援により臨時休館前に復旧させる。また、当該施設職員の安全が確認された場合には業務にあたらせる。
- ・汚染施設での事業のうち、相談事業の継続を最優先とする。
- ・当該施設内で相談事業を継続できない場合、課内他施設等で電話等により継続する。
- ・市庁舎において感染者対応(退避・閉鎖など)指示がなされた場合、本庁における当課相談業務は、男女共同参画係分はすてっぷで、企画係分は豊中人権まちづくりセンターで継続する。
- ・相談業務の連絡先に変更があった場合、すみやかに市民広報と関係機関等に連絡を行う。

対応にあたって

- ・国、府などから当課・施設に通知等あった場合、当課で対応案を作成後、本部会議等で提案、確定後対応にあたることを原則とする。
- ・本部会議等における決定・指示があった場合は、その内容を優先する。
- ・当課施設は、市民相談事業を実施(国際交流センターでは情報提供及び支援)しており、その内容は、生命・身体の安全や健康に直結した内容も多いことから、相談事業の維持を優先して実施する。

令和2年(2020年)3月13日

環境部

■新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理について

○環境省(通知)

家庭において新型コロナウイルス感染症の感染者が使用したマスク等の廃棄については、これまでどおりごみ袋等に入れ封をして排出することで廃棄物を媒体とした新たな感染をもたらすおそれはない。

○市民への周知

市ホームページの新型コロナウイルス感染症関連への掲載について広報戦略課と調整中

令和2年3月13日 13:00

危機管理課

感染拡大の抑制策について

■イベント等の中止・延期について

○現行

- ・国の要請……………期日：3月19日まで
- ・大阪府の要請……………期日：3月20日まで
- ・豊中市……………期日：3月20日まで

○今後の方向性

- ・国の方針……………3月19日頃までの状況により判断
- ・大阪府の方針……………3月13日17時の本部会議で判断したい

■公共施設の休止について

○現行

- ・大阪府の要請……………期日：3月20日まで
- ・豊中市……………期日：3月24日まで（当初）

※市内感染者の発生を受けて3月31日まで

○今後の方向性

- ・大阪府の方針……………3月13日17時の本部会議で判断したい

■学校・園の休業について

○現行

- ・国の要請……………期日：春休みに入るまで
- ・大阪府の要請……………期日：次年度の始業日まで
- ・豊中市……………期日：3月24日まで臨時休業

3月25日～4月7日（春休み）

○今後の方向性

- ・大阪府の方針……………3月13日17時の本部会議で判断したい
春休み開けからの再開を目指す？

●市内の感染者の発生状況

- ・感染者 7人（3月13日13時現在）

うち（重症者2人、無症状者1人）

※府内の感染者の状況は裏面のとおりに

参考：大阪府内の感染者の状況

2020.3.13 現在

居住地	人数	比率	10万人当りの感染者数	人口 (R2.2.1現在)
大阪市	36	45.0%	1.312	2,743,599
豊中市	7	8.8%	1.747	400,695
東大阪市	6	7.5%	1.215	493,975
吹田市	5	6.3%	1.307	382,438
堺市	3	3.8%	0.363	827,489
八尾市	3	3.8%	1.127	266,077
高槻市	3	3.8%	0.862	348,106
枚方市	3	3.8%	0.752	398,695
箕面市	2	2.5%	1.466	136,403
茨木市	2	2.5%	0.707	283,030
守口市	2	2.5%	1.406	142,222
松原市	2	2.5%	1.694	118,088
池田市	1	1.3%	0.961	104,020
摂津市	1	1.3%	1.162	86,082
門真市	1	1.3%	0.837	119,467
大東市	1	1.3%	0.834	119,910
貝塚市	1	1.3%	1.168	85,629
大阪府外	1	1.3%	-	-
計	80			